

世銀ファスト・トラック・イニシアティブ(F T I)の現状

平成15年2月28日
経済協力局調査計画課

1. F T Iの現状

- (1) F T I (概要:別添1)は2002年4月の世銀及びI M Fの合同開発委員会において発表され、国連ミレニアム開発目標(MDGs)及びダカール行動枠組みの目標の一つである2015年までの全児童への無償初等教育の普及を達成するために、対外援助なしには目標の達成が困難な途上国から、一定の基準を満たす国を選定し、一定期間ドナーの援助を集中させるものである。
- (2) 2002年6月、世銀は、教育分野の国家計画を有し、貧困削減戦略ペーパー(PRSP)を完成させている18の途上国(一部PRSP未完成)及び未就学児童数が最も多い上位5カ国の計23のF T I対象候補国を発表し、同年11月の第1回ドナー会合において、18カ国の内の7カ国(ブルキナ・ファソ、ニジェール、ギニア、モーリタニア、ニカラグア、ホンデュラス、ガイアナ)のプロポーザルが採択された。本年3月には第2回ドナー会合が予定されており、上記7カ国に対する具体的支援内容のプレッジングが期待されている。
- (3) 現在、世銀F T I事務局とF T Iに参加しているドナーとの間で、F T Iの全般的プロセスのルールを確定するための枠組み文書の策定作業が進められており、3月の次回ドナー会合での合意を目指している。
- (4) F T Iは、昨年3月にモンテレイで開催された開発資金会合で合意された Development Compact を実現する実験的取組と位置付けているドナーが多い。

2. 対象国の選定

- (1) F T Iの支援の対象国は、基本的に対外的な支援なしには目標が達成できない国ではあるが、途上国の中でも教育分野での good performer に対する支援と考えられている(参考データ:別添2)。
- (2) これまでのドナー会合等において、23カ国から更に対象を拡大すべきかどうかとの議論も行われてきたが、F T Iによる支援がどのような効果をもたらすかを見極める必要があることから、当面は対象国の拡大はない見込みである。
- (3) インド、パキスタン、バングラデシュ、ナイジェリア、コゴ(共)の5カ国は、1.(2)の選定基準に関係なく、未就学児童数がこれら5カ国のみで57百万人に達し、全世界の44%を占めることから、何らかの支援がなされなければ、2015年までの初等教育の完全普及の目標が達成できないことから対象になっている。これら5カ国に対する支援は Analytical Fast Track と呼ばれており、低就学率を引き起こしている要因、右要因を軽減するための手段等の分析を具体的支援に先立って行うこととなった(1月6日会合の議事録:別添3)。

3. プロポーザルの採択及び実施

- (1) F T Iの支援を受けるに当たっては、各対象国がプロポーザルを提出することになっている。各プロポーザルは、各途上国において支援を行っている donor community による in-country review を通じて、同プロポーザルの妥当性につき審査が行われる。
- (2) 審査に当たっての共通の枠組み(Common framework)が必要かどうか議論されており、以下で言及する indicative framework が有力。in-country review でドナーの承認を得たプロポーザルを更に国際レベルにおいて審査すべきとの意見が出ているが、プロセスを更に

複雑化させる恐れがあることから、日本はこれに反対の立場を取っている。

(3) In-country 審査に当たっては、以下の点が検討事項として挙げられる。

(イ) 以下の indicative framework の達成に向けた途上国の現状及び今後の目標

- ・ 国家予算の約 20% を教育予算としている。
- ・ 教育予算の約 50% を基礎教育分野に投入している。
- ・ 教員の平均給与が国の一人当たり GDP の 3.5 倍。
- ・ 教師一人当たりの生徒の比率が約 1 : 40。
- ・ 人件費以外の教育予算が全体の約 33%。
- ・ 平均落第率が 10% 以下。

(ロ) UPE (Universal Primary Education) 達成を阻害している要因及びその改善策

(ハ) Proposal の実施に必要な国内資金及び対外援助額 (financial gap)

(ニ) 資金ギャップの積算根拠、及び資金援助と能力開発との一貫性

(4) 採択されたプ・ロ・ザルの具体的実施方法については、途上国政府と donor community の間で必要な手続きを決めるという意見が出されている。いくつかの欧州のドナーからは、関係機関の義務等を定める MOU (Memory of Understanding) の締結を求めるべきだとの意見も出されている。

4. 支援のモダリティー

(1) 未だ FTI 支援のモダリティーにつき、ドナー間での合意は得られていない。現段階までの議論では、各ドナーの既存の援助メカニズムを通じた支援が可能となっている。

(2) しかし、世銀や欧州のドナーは、昨今の援助協調における議論と同様、途上国側の取引費用 (transaction cost) を削減し、途上国側に援助資金の活用に関し最大限の flexibility を与えるという意図から、教員給与、教材等基礎教育予算に占める経常経費 (リカレント・コスト) の割合が高いため、リカレント・コスト支援のためのプール・ファンドへの資金の投入や財政支援等を通じた支援への画一化を目指していることは明白である。

(3) また、既存のメカニズムを通じた支援だと、プ・ロ・ザルが示す資金ギャップを埋められるだけの十分な資金が集まらない、途上国側に flexibility を与えられないとの危惧から、グローバルな信託基金の設立を訴えるドナーもあるが、これには日本は強く反対している。

(4) 援助資金の持続的提供を確保する観点から、FTI を通じた支援は、単年度ではなく、少なくとも3年以上の複数年に亘った支援が期待されている。

5. モニタリングと評価

(1) FTI の効果的实施及び目的の達成にとり、モニタリングと評価の重要性が指摘されてきている。具体的にどのようにモニタリングと評価を行うかは合意されていないが、プ・ロ・ザルの採択と同様、各途上国における donor community がその主体になる可能性が高い。

(2) 他方、既存の援助メカニズムを通じた支援の場合 (例：無償による学校建設)、今後他のドナー (含世銀 FTI 事務局) によるモニタリングや評価が実施されるということも想定される。

(了)